

スルヤ否ヤハロシ今明言カ出来マセ又

尚右内規ヲ發表セラレタキ旨申出カアリマシタカラ翌三十日面會
ノ上即之ハ猶慎重ニ調査ノ必要カアリマスカ工場當局者トシテ
ハ可成近キ將來ニ於テ發表スル様努ムル上日答ヒマシタ

一 共済會 評議員ヲ職工中ヨリ三分二以上選任スルコトハ同意
出来マセ又然レ共済事項中従来疾病・死亡ニ重キヲ置キ
災害給與ハ割合少額ニナリテ居ルコトヤ其他ノ條項中改
正スル点大ニツイテ以前ヨリ考量中ニアルカラ十分調査ノ上改正
スル積リテアリマス若シ諸君ニ於テモ何カ意見アラハ評議
員ニ申出ツルハ順序ト思ヒマス

尚共済會ノ資金貳拾万円アルナト宣傳シテ居ルモノモアヤ
マスカ之ハ大ナル間違テアリマス過日諸君ニ送附シタ決算表
ハ通り大正七年十月末日ノ資本金壹萬九千五百餘円テ
アツテ資金ハ総テ共済會ノ名義ヲ株式會社西陽銀行
ノ特別当上座預金トシテ居リマスカラ誤解ナキ様注意シ
マス

一 先日解雇セル三名ツイテハ十分熟考ノ上已ムヲ得ス断行
シタイテアルカラ復職セシムルコトハ絶對ニ出来マセ又

右解雇セル者ハ工場ノ秩序ヲ紊シエ事ノ進捗ヲ阻害
スル行動アルヲ以テ本杜則違及ニ依リ解雇知分ニスヘキ
処殊更會社ノ都合ニ依リ解雇トシテ應分ノ手当ヲ支給